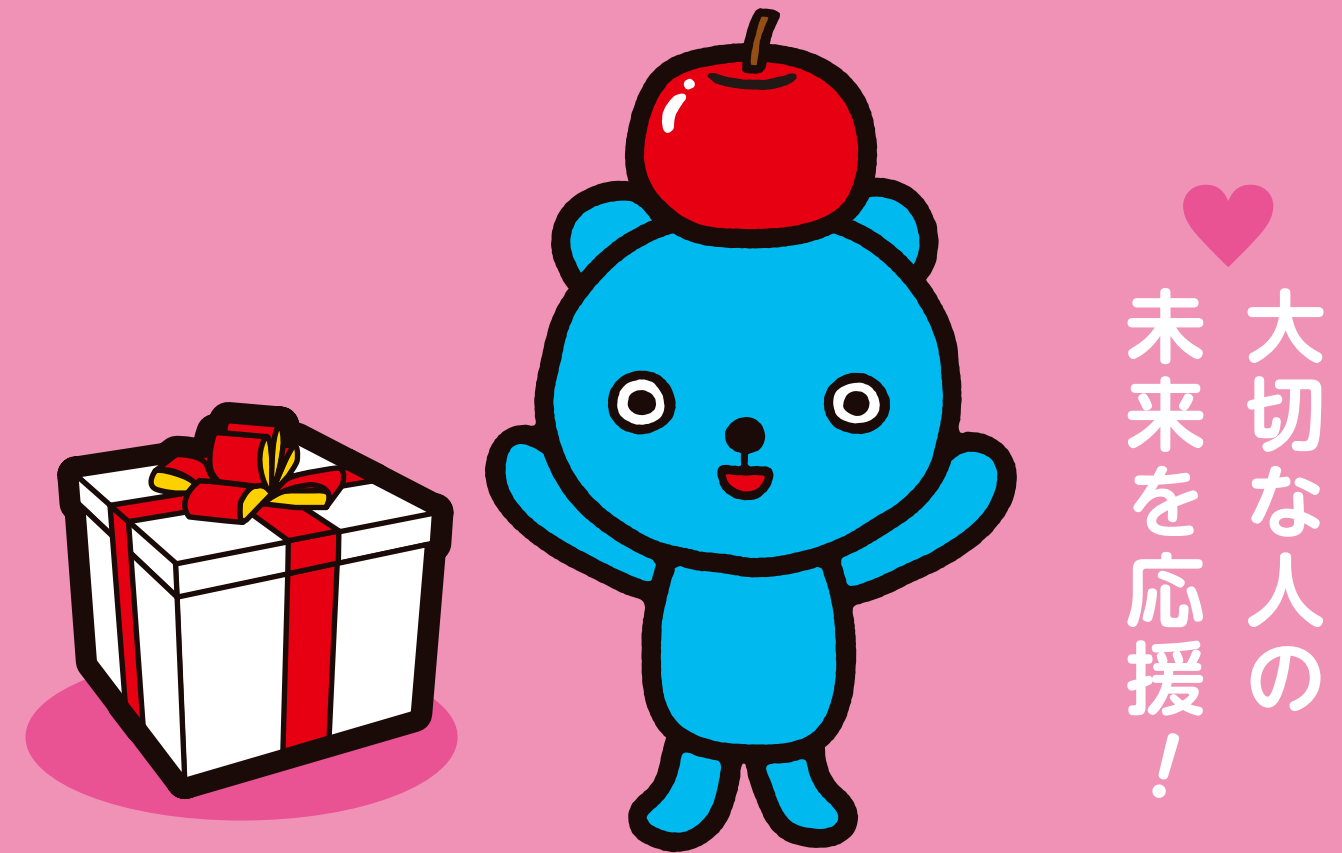
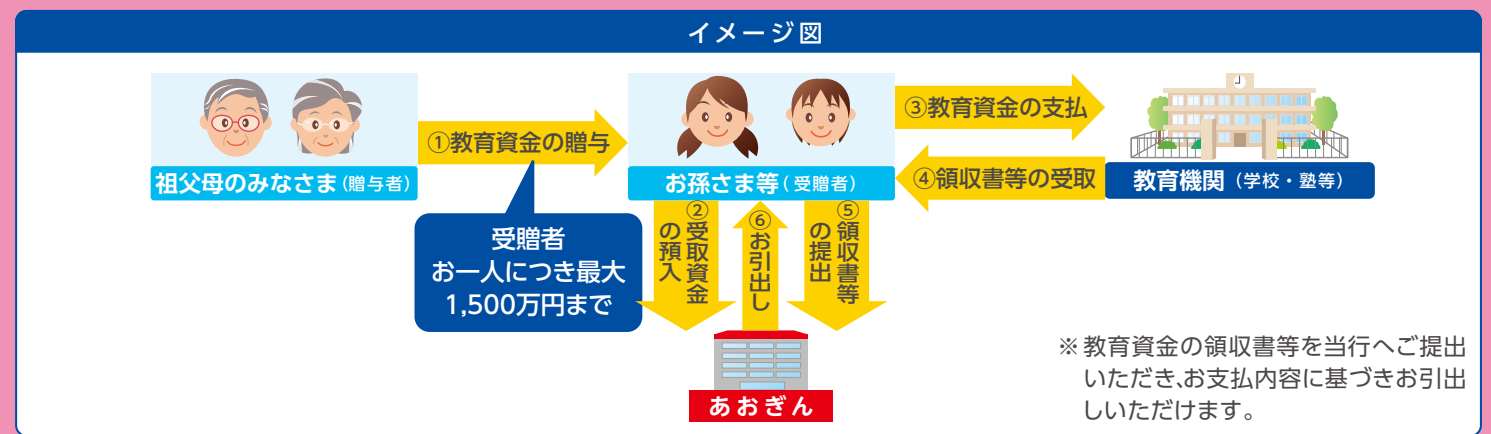


〈あおぎん〉 教育資金贈与専用口座

教育資金一括贈与に係る非課税措置適用商品



- 平成25年度税制改正にて、30歳未満のお孫さま等へ授業料等の教育資金を一括贈与した場合、非課税となる制度が創設されました。
- 祖父母さま等直系尊属の方が平成25年4月1日から平成31年3月31日までに金融機関にお預入れ等していただいた資金(1,500万円が上限)のうち、30歳未満のお孫さま等が教育を目的に利用した額(1,500万円が上限)が非課税になります。
- 学校等以外のもの(塾や習い事等)に支払われる教育資金のうち一定のものについては、上限1,500万円の範囲内で最大500万円まで非課税となります。
- お孫さま等の30歳の誕生日の前日に教育資金管理契約は終了し、①教育の目的以外で支出した資金および②拠出した資金の残額に対して、贈与税が課税されます。
- 非課税制度のお取扱いは、お孫さま等お1人につき1金融機関(1支店)に限定されます。



- Q.1** 本口座を利用せずに孫へ教育資金を贈与すると贈与税が課税されますか? **A.1** 扶養義務者である祖父母さま等から、被扶養者であるお孫さま等に対して、教育資金に充てるために支払いの都度贈与をする場合は本口座を利用しなくても非課税です。
- Q.2** 一人の孫が複数人の祖父母から贈与を受けることは可能ですか? **A.2** お孫さま等1人に対して、1,500万円までの金額であれば、複数の方から贈与を受けることは可能です。
- Q.3** 一人の祖父母が複数人の孫に対して贈与することは可能ですか? **A.3** お孫さま等1人に対して1,500万円までですので、例えばお孫さまが3人いれば合計4,500万円までこの制度を利用することができます。
- Q.4** 贈与は一括で行う必要がありますか? **A.4** 1,500万円の限度額内であれば、平成31年3月29日まで追加で贈与できます。
- Q.5** 平成25年4月1日以前に、祖父母から金銭の贈与を受けている場合、その資金で口座を開設できますか? **A.5** 本非課税措置の対象は、平成25年4月1日以後に贈与を受けた金銭になります。
- Q.6** 祖父母(贈与者)が遠隔地に住んでいるので、窓口に行くことができないのですが、受贈者(およびその親権者)のみの来店でも口座開設はできますか? **A.6** 個別にご相談ください。ただし、口座開設に先立ち事前に祖父母さま等とお孫さま等との間で公正証書等による贈与の契約をしていただく必要があります。また、贈与契約書の締結後2ヵ月以内に贈与資金を本口座にお預け入れいただく必要があります。
- Q.7** 祖父母が途中で引き出すことはできますか? **A.7** 本制度を利用してお預け入れされた資金はお孫さま等への贈与となるため、祖父母さま等が途中でお引出しいただくことはできません。
- Q.8** 専用口座にお預入前に支払った教育資金についても本非課税措置の対象となりますか? **A.8** お預入後に支払った教育資金のみが対象となります。
- Q.9** 通常の贈与税非課税枠との併用は可能ですか? **A.9** 可能です。
- Q.10** 教育資金の支払いをどのように証明すればよいですか? **A.10** 教育資金として利用されたことを確認するため、領収書等を当行にご提出いただく必要があります。

ご注意ください事項

- 〈口座開設時〉
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(以下「本非課税措置」といいます)に伴う金融機関へのお預入れは、お孫さま等一人あたり1,500万円が限度額となります。またお預入れできる金融機関は1金融機関(1支店)のみとなります。複数の金融機関・支店へのお預入れはできません。
 - 学校等以外のもの(塾や習い事等)に支払われる教育資金のうち一定のものについては、上限1,500万円の範囲内で最大500万円まで非課税となります。
 - 本預金にお預入れいただく前に支払われた教育資金は、本非課税措置の適用対象外となります。
 - 本預金は、キャッシュカード・ATM、インターネットバンキングはご利用いただけません。
 - 本預金は給与、年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座としてご利用できません。

- 〈払出時〉
- 贈与税非課税の適用を受けるには教育資金のお支払後1年以内に、当該教育資金の領収書等を当行へご提出いただいた上で、本口座よりお引き出しいただく必要があります。
 - ご提出いただく領収書等は記載された支払年月日から1年を経過する日までのものが有効となります。1年経過後の領収書等によるお引出しはできません。

- 〈終了時〉
- 教育資金管理特約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額※がある場合、その残額に対し、特約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課税されます。預金者が亡くなられたことにより特約が終了となった場合は、贈与税は課税されません。
 - ※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。
 - ① お預入金額のうち、お引出しをしなかった部分
 - ② お引出金額のうち、次の部分
 - ・教育資金のお支払いに充当しなかった部分
 - ・教育資金のお支払いに係る領収書等をご提出いただけなかった部分
 - ・学校等以外のものへの教育資金のお支払いで累計500万円を超える部分

- 〈その他〉
- 学校等への振込にかかる振込手数料等は本非課税措置の対象とはなりません。
 - 口座開設店以外でのお預入れ、お引出しはできません。
 - その他本預金の特約に反する取扱いがあった場合には本非課税措置の対象外となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。

税務上等のお取扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。



平成25年度税制改正において、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間、祖父母等(直系尊属である贈与者)が子や孫等(受贈者)に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、当該子や孫等の名義で新たに開設された口座にお預け入れされた場合には、贈与税が非課税となる制度が新設されております。「〈あおぎん〉教育資金贈与専用口座」は、この「教育資金一括贈与に係る非課税措置」に対応する預金です。

教育資金一括贈与に係る非課税措置のポイント!

- Point 1** 平成25(2013)年4月1日～平成31(2019)年3月31日までの贈与が対象
- Point 2** お孫さま等が30歳になるまでの学費や入学金等が非課税の対象
- Point 3** 非課税額はお孫さま等(受贈者)お1人あたり1,500万円まで*
- Point 4** 学校等以外の塾や習い事なども上限を500万円として教育資金に含まれます。

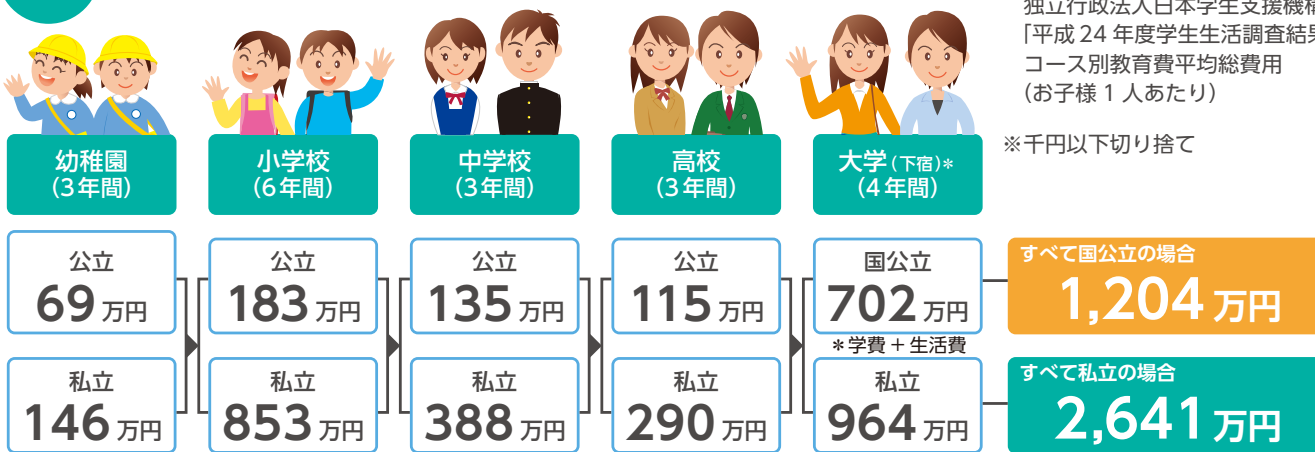


*1 当行におけるお預入れは平成31年(2019年)3月29日までとなります。*2 祖父母等が教育資金を一括して贈与する場合。

ご参考 「教育にかかる費用」はいくらかご存知ですか?

※出所：文部科学省「子どもの学習費調査(平成24年度)」独立行政法人日本学生支援機構「平成24年度学生生活調査結果」コース別教育費平均総費用(お子様1人あたり)

※千円以下切り捨て



非課税措置の対象となる教育資金の範囲

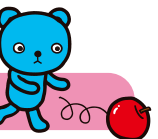
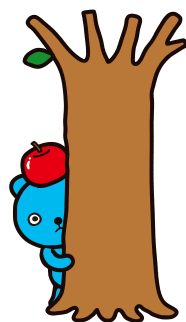
お孫さま等が30歳になるまでの教育資金が対象となります。 **上限1,500万円**

学校等に対して
直接支払われる入学金、授業料
その他の金銭で一定のもの

- 入学金 ○授業料 ○入園料 ○保育料
- 施設設備費 ○入学(園)試験の検定料
- 修学旅行費 ○学校給食費など

学校等以外に対して
直接支払われる教育資金
上限のうち500万円まで

学習塾やスポーツ教室等の習い事
その他教養向上のための活動に
かかる指導料など



項目	内容
ご利用いただける方	直系尊属(祖父母や親など)と、書面による教育資金の贈与契約を締結している30歳未満の個人のお客さま
お取扱期間	下記の対象取引により取扱期間が異なります。 口座開設・お預入れ 平成25年10月1日(火)～平成31年3月29日(金) お引出し 預金者が30歳になる誕生日の前々日まで
口座開設	お近くの〈あおぎん〉の窓口でお申込みいただけます。 ※その後の諸手続きは、口座開設店のみで受付いたします。※ローンプラザは除きます。
お預入方法	・口座開設店の窓口でお預入れいただけます。 ・振込ではお預け入れできません。 お預入金額 1円以上1,500万円以下(1円単位)
お引出方法	・口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 ・教育資金のお支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただく必要があります。 ・お引出しは教育資金のお支払いに限定されます。
適用金利	普通預金の店頭表示金利 利息の課税について 個人のお客さま：平成25年1月1日以降、平成49年12月31日までの25年間復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優をご利用の場合を除きます。
手数料	無料 ※振込手数料等は当行所定の手数料をご負担いただけます。
その他注意事項	・この預金は、「普通預金規定」および「教育資金贈与非課税措置に関する特約」によりお取り扱いいたします。 ・キャッシュカードやATMはご利用できません。 ・インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレホンバンキングはご利用いただけません。 ・給与、年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座としてご利用できません。 ・お一人さまにつき1口座のみの開設となります。 ・当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は開設できません。 ・口座開設店以外でのお預入れ、お引出しはできません。 ・本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
金利情報の入手方法	金利は窓口へご照会いただくか、〈あおぎん〉のホームページをご覧ください。
お手続きが必要な方	・受贈者の方(お孫さま等、預金者) ・贈与者の方(祖父母さま等) ※原則みなさまにご同席をお願いいたします。 ※法定代理人が受贈者のご両親である場合、原則、ご両親お二人のご同席をお願いいたします。
項目	必要書類
お孫さま等のご本人確認書類(原本)	運転免許証、保険証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)等
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本、住民票等(原本)	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等とお孫さま等のそれぞれのお名前が入った戸籍謄本(または抄本)または住民票をご用意ください。
贈与契約書(原本)	あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただけます。 ※贈与資金は贈与契約日から2ヵ月以内に当行にお預入れいただく必要がございますのでご注意ください。 ※贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。
教育資金非課税申告書(原本)	非課税措置の提供を受ける金額(お預入金額と同額である必要があります)等を記載していただけます。申告書は当行より税務署に提出いたします。 ※申告書は店頭にご用意しております。
贈与者(祖父母さま等)のご印鑑	贈与契約書に捺印するご印鑑をご用意ください。 ※当行とお取引いただいている場合は当行にお届けの印鑑、当行とお取引が無い場合は実印と印鑑証明書(発行から6ヵ月以内)のご提出が必要となります。
贈与資金	贈与資金については、現金でお持ちいただく場合以外は、以下の方法にてあらかじめご用意ください。 ○既に当行にある贈与者(祖父母さま等)の口座にあらかじめご入金いただき、口座開設時等に本口座へ振替えていただきます。この場合、贈与者(祖父母さま等)のお通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、贈与者(祖父母さま等)にもご来店いただけます。 ○既に当行にある受贈者(お孫さま等)の口座にあらかじめご入金いただき、口座開設時等に本口座へ振替えていただきます。この場合、受贈者(お孫さま等)が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けの印鑑をお持ちください。
※受贈者(預金者)が未成年者等で法定代理人(親権者等)が手続きを行う場合は、上記に加え以下もご用意ください。 ・受贈者と法定代理人(親権者等)との関係が確認できる資料の原本(健康保険証等) ・法定代理人(親権者等)のご本人さま確認資料の原本 ・法定代理人のご印鑑 ※当行とお取引いただいている場合は銀行お届出印、当行とお取引が無い場合は実印と印鑑証明書(発行から6ヵ月以内)のご提出が必要となります。	

教育資金管理契約の終了

以下のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合預金口座はご解約いただけます。

- ① 預金者(お孫さま等)が30歳になられた場合
- ② 預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合
- ③ 残高が0円となり、預金者(お孫さま等)と当行で特約終了の合意があった場合

